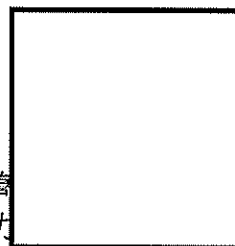


原子力発 第20348号
令和2年 11月30日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名

香川県高松市 5号
四国電力株式会社
取締役社長 長井 啓
社長執行役員



使用前検査申請書の記載内容の変更について

令和2年3月30日付け原子力発 第19473号で申請し、令和2年6月17日付け原子力発 第20094号及び令和2年11月13日付け原子力発 第20310号で変更しました伊方発電所第3号機使用前検査申請書の記載内容を別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

以上

1. 使用前検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号

伊方発電所第3号機

使用前検査申請書番号

原子力発 第19473号 (令和2年 3月30日)

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

原子力発 第20094号 (令和2年 6月17日)

原子力発 第20310号 (令和2年11月13日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

【申請書記載事項】

検査を受けようとする 工事の工程、期日及び 場所	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時(五号) 期日 自 令和 2年 6月 9日 至 令和 2年1.1月27日 場所 ・伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3)
申請に係る発電用原子 炉施設の使用の開始の 予定時期	令和2年12月25日

(変更後)

【申請書記載事項】

検査を受けようとする 工事の工程、期日及び 場所	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時(五号) 期日 自 令和 2年 6月 9日 至 未定 場所 ・伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3)
申請に係る発電用原子 炉施設の使用の開始の 予定時期	未定

変更理由

工事の実施時期の変更に伴って、検査を受けようとする期日及び申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期が変更となることから、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」の記載を変更する。

2. 2 工事の工程に関する説明書

変更内容は、添付資料-1のとおり。

3. 添付資料

添付資料-1 「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

変更前		変更後																																													
工事の工程に対する起算日	工事の工程に対する起算日	工事の工程に対する起算日	工事の工程に対する起算日																																												
	2019年	2020年																																													
年 月	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>2</td><td>1</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td></tr> </table>	2	1	5	6	7	8	9	10	11	12	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	2021年
2	1	5	6	7	8	9	10	11	12																																						
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																																						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																				
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																																				
項 目	<p>架設用原子炉施設に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内物質の取除施設及び取除施設 ・ 原子炉内身取除施設 ・ 汚染物取除施設 ・ 放射線管理施設 ・ 原子炉格納施設 ・ その他架設用原子炉の取除施設のうち非常用電源設備 ・ その他架設用原子炉の取除施設のうち火災発生設備 																																														
	<p>■：現地工事の開始 ○：起算日付至（注釈）</p>																																														
変更理由																																															
<p>・ 工事の実施時期の変更に伴い、「現地工事の期間」及び「使用前検査（五号）」の時期を変更する。</p>																																															